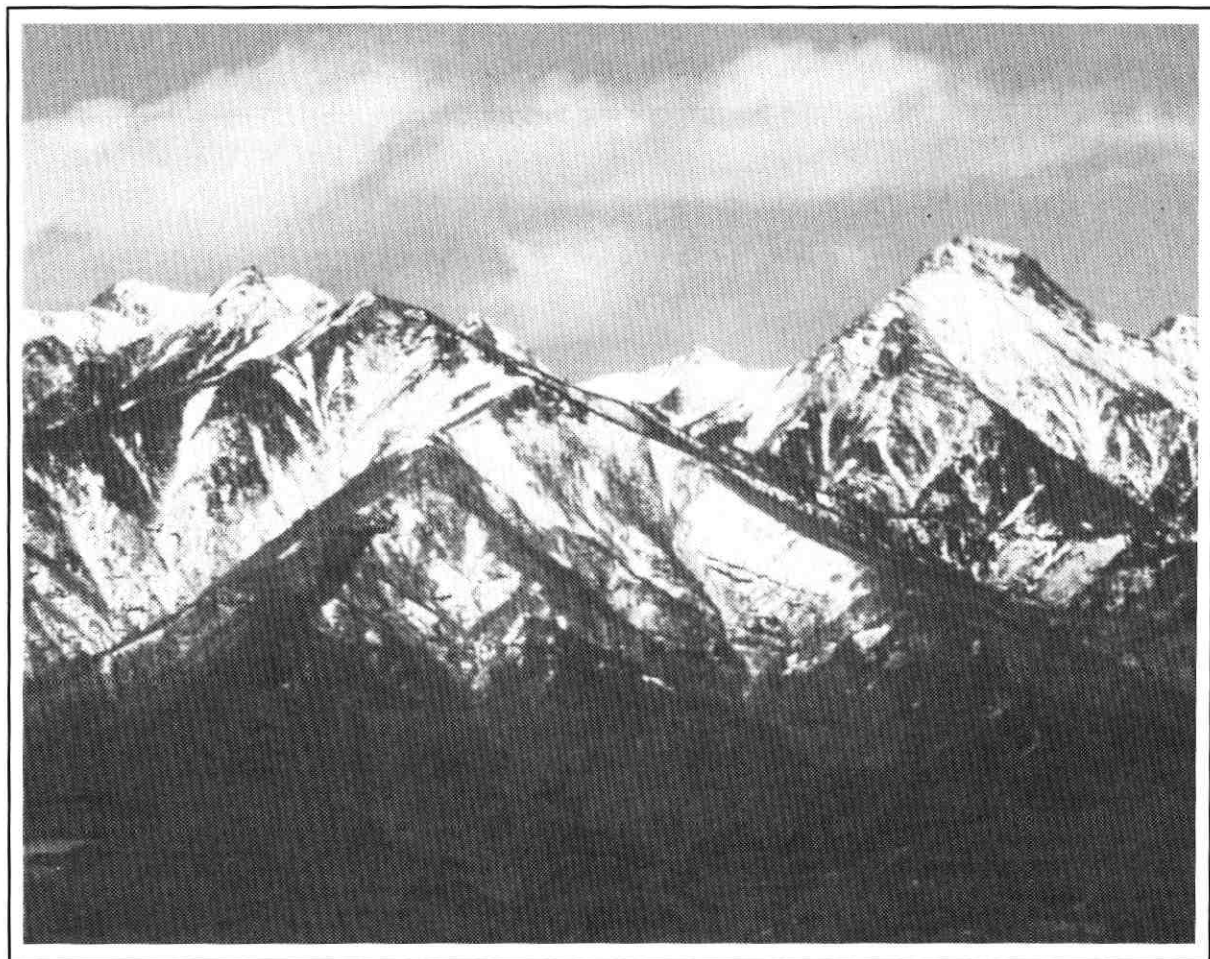


国民と森林

2019年・新春・春季
第146号



国民森林会議

目 次

季刊

国民と森林

No.146

2019年 新春・春季号

森林フォーラムの活動	国民森林会議第37回総会議案	地域経済循環の視点から 考えるニホンジカ問題	地域資源の関係を紡ぎたい―― 父なる八ヶ岳 母なる諏訪湖	会員の広場	新たな門出に臨んで	巻頭言
⋮	⋮	手塚 伸	高木 保夫		藤森 隆郎	
22	8	5	3		1	

表紙のことば

残雪の八ヶ岳

撮影地 山梨県 韭崎市
清水洋嗣 (岐阜県高山市在住)

八ヶ岳という名の岳(やま)は無く、赤岳(2,899m) 横岳(2,829m) 硫黄岳(2,742m) を主に八ツの連峰から八ヶ岳と、岩稜が連なる厳しい南八ツと針葉樹林が連なる、通年の登山が可能な北八ツと二つに分かれ、各稜線や主だった岳の周辺には山小屋が整備され、初心者からベテランの登山者に親しまれている。

私は、裾野に咲く「わに塚の桜」など桜の背景に残雪の八ヶ岳を配置して撮影を楽しんでおります。

新たな門出に臨んで

藤 森 隆 郎

(国民森林会議会長)



されてきたと思います。

国民森林会議はその発足以来、林野労組（当初は全林野労働組合）から財政や事務局体制などの支援を受けてきましたが、それが2018年度を持って打ち切られることになりました。その大きな理由は、最近の林野政策、特に「森林経営管理法案」の評価において、国民森林会議と林野労組の間に隔たりが生じたことです。林野労組の支援の打ち切りは残念なことですが、これまでの国民森林会議の活動に対しては「支援はするが、口は出さない」というように、自由なものとしていただいていたことには感謝しなければなりません。

国民森林会議の財政や事務局体制などは、2019年度から新たなものに変えていかなければなりません。このことは、逆に国民森林会議のあり方をもう一度原点に立って考え直すよい機会でもありません。そういうことで、支援の打ち切りの話を受けた昨年の春から、臨時総会を開くなど、1年をかけて国民森林会議の目

的、組織、運営などを改めて考え直し、とりあえず2019年の春から新たなスタートを切ることになっています。

国民森林会議は、その設立以降の内外の社会的背景の大きな変化に対応し、設立趣意書を修正して、「国民森林会議の趣旨—入会へのお誘い」というものを2018年3月に作成いたしました。それが本号から「国民と森林」の裏表紙に掲載されている趣意書です。この趣意書は、林野労組からの支援打ち切りの話を受ける直前の時期に、たまたま作成されていましたが、これはまさに新たな国民森林会議の目的に合致するものだと思います。裏表紙に掲載されている「国民森林会議の趣意書」の概略は下記の通りです。

国民森林会議の設立の趣旨は、森林を巡る諸問題の解決は、決して林業関係者だけに委ねておくべきではなく、美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきかを、国民的合意を図るよう努めていくところにあります。

日本の森林・林業の状況は、国民森林会議の設立当時に比べて一層深刻になってきています。森林・林業の問題は、より強く地球環境問題、グローバルな市場

国民森林会議は今から37年前に、日本の森林・林業の状況に危機感を抱いた有志が、「美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか」の意識を、林業関係者だけでなく国民的合意の下に高めていくことを目的に設立されました。それに向けて様々なテーマの公開講座やシンポジウムなどにより議論し、重要課題を提言書にまとめるなどの活動をしてきました。そして、それらの内容を機関誌「国民と森林」やウェブサイトなどを通して発信してきました。その実績は設立の趣旨にどれだけ届くものであったかは分かりませんが、ともかく会員の熱意によってそれ相応の活動はな

経済の問題の中で捉えなければならなくなっています。そして持続可能な循環型社会の構築のために、生産と環境の調和した持続可能な森林の管理をどう進めていくか、ということが強く問われるようになっていきます。そのことは林業の担い手、山村、地域社会のあり方、林業と木材産業との関係、都市と山村の関係のあり方までを、国民全体で考えていかなければならないということになります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林、林業や山村のあり方方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思っています。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

私たちは、上記の趣旨に沿って活動をしていくことを再確認したく思います。

さて、一昨年の末以来の森林経営管理法の設立に向けての行政の動きと、法案の内容を見ると、それは上記の「国民森林会議の趣旨」に大きく反するものであることを残念に思います。それまでの法律・制度は、問題が多いといっても、森林・林業の基本線に照らして良い方向には動いていたと思います。

新たな法律への動きは、国民森林会議の趣意書に記されている「地球環境問題」

と「グローバルな市場経済の問題」などに向けて取るべき道に明らかに反するものだと言えます。その時の生産性の評価に偏り、持続可能性に目が向けられていません。「地球環境問題」は地球上のそれぞれの地域の生態系にできるだけ沿った循環型の産業と生活様式の構築に努めることによって解決されていくものだと考えてよいと思います。グローバルな市場経済に沿った成長産業化の路線は、それぞれの地域の自然破壊、経済や文化の破壊に連なる恐れがあり、そうならないように努めていくことが大事だと思います。

今度の「森林経営管理法」は、「林業の成長産業化」の下に、川下の大きな資本に森林の管理を委ねる道を開いたものですが、それがそれぞれの地域の公共財である森林の扱いにマイナスを及ぼさないか、地域社会の経済、環境、文化のさらなる崩壊に結びつかないかなどに注意していく必要があります。そのためにも地方自治体の森林・林業の経営・管理に対する実力の向上が必要であり、地域の林業家や住民の声の反映が必要です。

農業においても森林・林業における同じ政策が先行しており、漁業もそのように動いています。それらは将来世代までのことを考える理念を著しく欠いたものと言わざるを得ません。

このように見ていくと国民森林会議も、森林・林業をこれまで以上に社会全体の中で考えていかなければならないということになります。そしてそれぞれの地域の中でそのことを考えると同時に、それぞれの地域の連携した活動が大事になっていくと思います。こういう所がこれからの国民森林会議の大事な課題だといえるでしょう。

国民森林会議では、森林生態系の機能を科学的に分かりやすく説明できるようにし、それを持続可能な社会が求めるニーズにどう応用していくかの考えを常に磨いていくことが必要です。そのことを内包しながら、森林・林業・林産業に関わる人達、その周辺からさらに広く国民全体にいたるまでと、どのように双方向に関係し合っていけばよいかを、会員全員で考えていかなければならないと思います。会の現状からすぐにそこまでは難しいにしても、それに向けて進む方向性はしっかりと持ちたいと思います。持続可能な循環型社会の構築に向けて、国民森林会議の使命は大きいことを痛感いたします。

父なる八ヶ岳 母なる諏訪湖

— 地域資源の関係性を紡ぎたい —

会員 高木保夫

(諏訪湖クラブ理事)

八ヶ岳自然と森の学校が開校したのは、1989年でした。地元の山小屋と国民森林会議が主催して、白駒荘・根石山荘・オーレン小屋をめぐる3泊4日のコースで、受講生は10名でした。

講師に、柴田敏隆（山科鳥類研究所）・松澤譲（朝日新聞）・関三孝（気象庁OB）・今井建樹（長野県自然研究会）・大木正夫（長野県林業総合センター）のみなさん。加えて、浦野栄作（硫黄岳山荘）・島立博（麦草ヒュッテ）・辰野廣吉（白駒荘）・米川正利（黒百合ヒュッテ）の親父さん（山小屋経営者）が同行くださるといふ豪華版でした。

開校式で国民森林会議の松澤譲先生は、「ここ10年くらい緑を大切にしようという運動が高まっている。緑を大切にしようというだけでも抽象的だった。国民森林会議では、

森を子どもたちの教育にも使っていこうと提言し、昨年林野庁から北八ヶ岳について自然観察教育林の指定を受けることができた。森林は、動物・虫・落ち葉・バクテリア・カビといった総合的な生物の世界であり、森林地帯の生き方を学ぶことは、生物の一部である人間の生き方を学ぶこととなる。森林は、人間も育ててくれる。」と話されました。

初受講から卒業まで3年かかり、八ヶ岳森のインタープリターの証をいただきました。数十名の仲間がおります。インタープリターとしてその役割をどれだけ果たせたのか忸怩たるおもいですが、大内力先生（第2代森林会議会長）名の賞状は、信州大学のゼミ生であった小生にとって、生涯の宝物です。

さて、諏訪では郷土の風光を、「父なる八ヶ岳、母なる諏訪湖」と愛でております。今年も諏訪湖の御神渡りが出現するかに、一喜一憂いたしました。現在、諏訪湖創生ビジョンが策定され、諏訪湖の水環境保全（水質、水量、水域生態系、水辺）と諏訪湖を活かしたまちづくりに取り組んでおります。「泳ぎたくなる諏訪湖」「シジミが採れる諏訪湖」「誰もが訪れたくなる諏訪湖」の実現に向けて、20年後の長期ビジョンと今後5年間の取り組みを実践中です。

諏訪湖の汚染が顕在化しておよそ半世紀、諏訪湖の浄化は、日本の湖沼全体の浄化にとってもシンボルの課題でしたが、現在の諏訪湖の浄化傾向は、他の湖沼の目標、希望にもなり、かつ地域づくりのシンボルとしても位置付けられる段階に達しつつあります。

諏訪の住民が日常生活に密着した形で地域づくりを考えて、誰もが実行するための足掛かりとする社会実験が今回のビジョンです。「諏訪湖の日」制定や「ゴミのない諏訪湖」といったワーキング・グループや、水辺の多面的な活用としてカヌー、サイクリング、バーベキューといった愛好者から楽しみ方の提案がされています。市民と行政と専門家が一体となって、長期的な視野に立った持続可能な地域づくりをめざしております。

3・11震災の翌年、『森は海の恋人』の畠山重篤さんにお会いできました。気仙沼唐桑町の牡蠣養殖には、森林で醸成される栄養分に富んだ水、河口に生じるプランクトンという食物連鎖、栄養の大循環が不可欠と気づいて、流れ込む大川の上流岩手県室根山に広葉樹林の森づくりをされたことは有名です。今回の震災では、かつて種牡蠣を提供したご縁で、ルイ・ヴィトンが応援してくれたそうです。

熊野古道がユネスコの世界遺産に指定されたのは、百年前の南方熊楠の運動があったからだと言われています。明治39年、時の政府が全国の神社を一町村一社に統廃合しようとしたものに猛然と反発したのが、熊楠でした。土地のボスどもが鎮守の森を伐って金に換えて山分けすることへの非難

に始まって、エコロジーそのままの天然風景を守れと説いたその論旨は、周到な実例と学説を添え、難攻不落でした。本会の藤森隆郎会長も、その著作『林業がつくる日本の森林』の中で、「農という1年と林という100年の組み合わせこそ持続可能な社会の基盤であり、農と林を分けてしまったことが問題」と長野県川上村の藤原村長の発言を紹介されています（『林業がつく

る日本の森林』183頁）。このお話しにも、地域資源の関係性を紡ぐ視点から感銘を覚えました。

縄文のビーナス（国宝土偶）、国譲り神話、御柱祭り、シルク産業から精密工業へ転換が諏訪の地です。『父なる八ヶ岳』と『母なる諏訪湖』の関係性を先人に習い紡いで、次世代へバトンタッチしていきたいものです。

国民森林会議 第三七回総会

日時 二〇一九年三月一〇日（土）

午前一〇時から

会場 林野会館 五〇一号室

東京都文京区大塚

三・二八・七

TEL 〇三・三九四五・六八七一（代）

地域経済循環の視点から

考えるニホンジカ問題

手塚 伸

(山梨県産業労働部理事・
産業技術センター所長)

1 分権型協働・循環社会の形成 による地方創生

私は「国民と森林（No.136）」で、地方創生に関し感じていることを報告しました。この中で「市場経済に過度に依存せず、関係性経済の中で賢く新たな発想で価値創造を行うとともに、生み出されるものやサービスについて、深い知恵をもって巧みに貨幣経済を使いこなすこと。お金に支配されるのではなく、上手にお金をコントロールしながら地域を創造していく動き」を、地道に積み上げることの重要性を述べました。例えば、地方経済にとって、森林・林業の活性化は重要な問題ですが、森林生態系サービスの内、生産機能を中心に林業の成長産業化を主張するとき、その他の機能が損なわれる危険性は十分にあり、様々な森

林生態系が展開する日本では、この特性に合わせた森林生態系サービスのあり方・バランスが問われます。

林業が産業として元気になることは重要ですが、材の生産だけではなく、生物多様性や、川上の健全なコミュニティの存在、リーズナブルな経済循環の展開、川下と川上の価値観の共有・良好なコミュニケーションなどが欠かせません。

2 ニホンジカ（以下「シカ」と表記）の増加と農林業被害

話は変わりますが1990年頃から野生鳥獣の個体数が増加し、林業、農業に対し甚大な被害をもたらしています。特にシカによる林業被害は深刻で、環境省によれば、平成29年度における林業被害面積は約6・4千ヘクタールで、その内シカが74%を占

めています。

原因として、天敵の減少、地球温暖化の進行、狩猟者の減少などが指摘されていますが、過去の増減サイクルなどを検証すると、それだけでは説明がつかないとの議論もあることから、農林業の生産構造の変化やこれに伴う農山村の変貌など、構造的な要因もあると考えられ、これを明らかにし、解決策を導き出すことが求められます。

とはいえ、直面する被害に対して、国では平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、本州以南のシカについて、平成35年度までに半減させる目標を設定するとともに、平成26年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の目的に鳥獣の管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）を加え、特定計画を見直しま

した。

3 シカの有効活用…シカとの居り合い

(1) 個体数増加への対応

これに基づき、全国でシカの適正な生息水準に向け、管理捕獲等により個体数を減らす事業が進められ、山梨県においても、平成23年度のシカの推定生息数(65、193頭)を平成35年度までに半減させる事業が進められています。管理捕獲に対する評価は様々ですが、増大する農林業被害への対応も喫緊の課題である一方、捕獲されたシカは、基本的には埋葬あるいは焼却処分されており、これを無駄にしない実践も必要です。

(2) 管理捕獲されたシカの有効活用

山梨県では、管理捕獲されたシカの有効活用について検討を重ねた結果、平成29年3月には「ニホンジカの有効活用に関する検討報告書」をとりまとめ、食肉(ジビエ)としての活用、ペットフードへの活用、観光的な応用、甲州印伝への活用などを進めることとしました。

(3) やまなしジビエ(シカ肉)認証制度

これに基づき、平成28年度に山梨県ジビエ認証協議会を設置し、川下(消費や流通)から求められる安心なジビエを目指した認証基準等の検討を重ね、平成29年7月、やまなしジビエ認証制度実施要綱を制定し、

鹿肉の流通拡大に向けた取り組みをスタートさせました。

制度の詳細は紙幅の関係から省略しますが、捕獲、食肉処理、加工の各段階において、県が策定するガイドラインに則り法令の許可の取得、施設整備、処理・加工を的確に行う事業者を認定し、そこから供給される鹿肉を「やまなしジビエ」として認証し、安全安心なシカ肉の供給、加工、流通のサプライチェーンを実現し、トレーサビリティを確実にすることにより、鹿肉の消費拡大を図るものです。

4 鹿革の甲州印伝への展開

やまなしジビエの取り組みとほぼ並行して進めている取り組みが、シカの皮を皮革製品に用いることです。

鹿革は奈良時代からその柔らかな感触が人肌に最も近いとされ、軽く丈夫なことから、生活の道具や武具などに使用されるなど、人々の暮らしと深く結びついてきました。山梨県では戦国時代、武田家が燻(ふす)べや染革の技法を用いて鹿革を鍔や兜などに使用してきた経緯があり、鞣した鹿革に漆付けする独自の手法が確立されています。この皮革製品は甲州印伝と呼ばれ江戸時代には巾着や蓑入れ、早道などとして愛用され、1987年には、経済産業大臣指定伝統的工芸品の認定を受け、伝統的な技術と独自の意匠性で、地域を代表する地

場産業となっています。

ところで現在、原材料となるのは主に中国産のキョン(小型の鹿)の皮で、その原因は主に、シカの皮は質量ともに安定供給が難しいこと、これらに伴い加工実績がないことなどですが、管理捕獲されたシカの有効利用のために、山梨県産技術センターにおいて、ニホンジカの皮を用いた甲州印伝仕向けの白色度の高い原皮の開発に成功しました。現在、この原皮を用いた甲州印伝の事業者の製品開発を支援しているところですが、以下の点を基本的な考え方に据えています。

まず、やまなしジビエとの連携です。シカの捕獲方法や解体方法などのガイドラインに基づき、ジビエ認証された個体から得られる一定の品質を備えた皮のみを原皮として利用することとしています。平成29年度において県内で捕獲されたシカは1万4千頭強、その内食肉に供されたものが700頭弱で、利用率は0・4%程度になります。

次に、地場産業育成の視点です。白色の皮革は、通常でも鞣(なめ)し方が難しく流通シェアは極めて小さいものですが、開発した原皮は、特殊な技術を用いさらに高純度な白色を実現しました。この技術の特許として出願すると同時に、この特許を用いて製造された印伝製品に「TURUSHINA SHIKA」(うるし、やまなし、シカの合成

語」というブランド名を冠することとして現在商標登録申請中です。特許と商標のクロスライセンスにより、印伝産業のブランド化、そして高付加価値化を進めていこうと考えています。

最後に循環の過程の「見える化」です。この取り組みの重要なポイントの1つに、素材の確かさ、鞣しや加工の技術の完成度などが挙げられます。手間のかかる商品ですが、こうした点を明らかにするため、将来的にシカの捕獲年月日、捕獲場所、製作者などの基本的な情報を、製品に何らかの形で表示していきたいと考えています。これにより、トレーサビリティが確立するとともに、消費者にもこのサイクルに参加していることを実感していただけるのではないかと考えています。

5 結びに

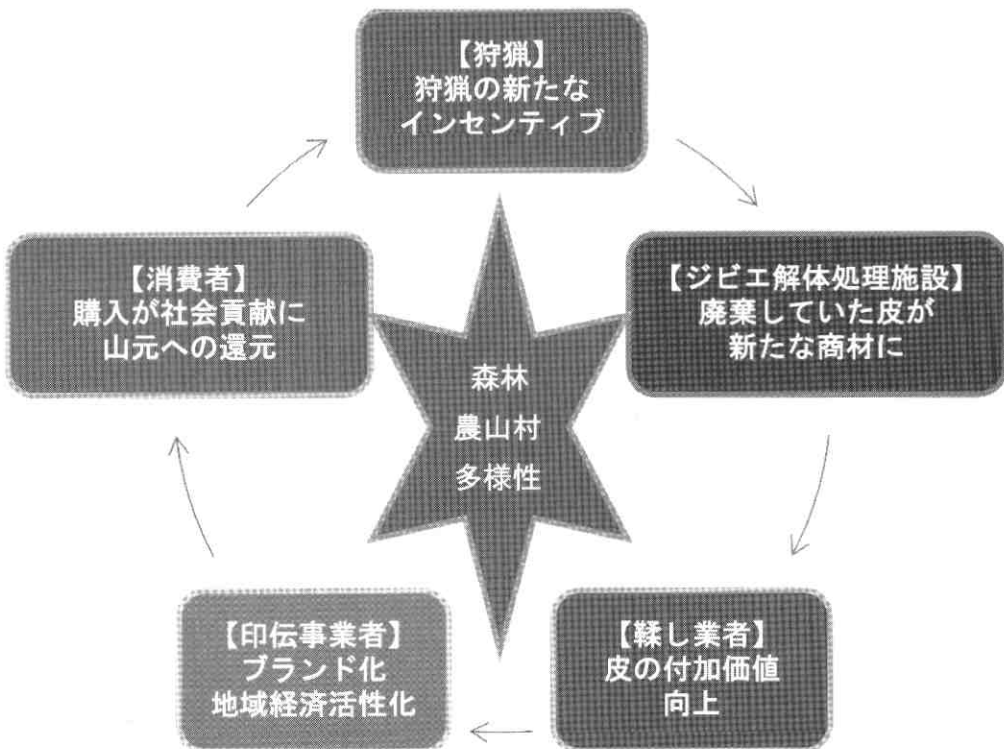
私たちは、古から森林や自然生態系を治め、そこから様々な恵みを得て暮らし、こうした「自ずから治むる世界」から、各地域に適合したエコシステムを形成してきました。このエコシステムを持続していくためには、保全だけではなく、適正な生産活動や人の営みが成り立つことも重要な要素です。

市場経済の中で、利益のみを追求する動きをすべて改めることは難しいかもしれませんが、小さな実践とはいえ、図に例示し

たような地域経済循環を少しでも拡大し、これまでとは異なった意味での豊かな地域

社会を創造していきたいと考えています。

図



国民森林会議第三七回総会議案

二〇一九年三月一〇日
東京・文京区大塚・林野会館

総会次第

- 1、開会の言葉
- 2、議長選出
- 3、会長挨拶
- 4、二〇一八年度活動報告
- 5、決算報告
- 6、監査報告
- 7、当会議の今後のあり方について
- 8、会則の改正について
- 9、新役員について
- 10、二〇一九年度暫定活動方針について
- 11、二〇一九年度暫定予算案について
- 12、会員の拡大方策について
- 13、その他
- 14、議長解任及び閉会の言葉

二〇一八年度活動報告

1 提言委員会

今年度の提言を取り纏めるにあたって、当初の方針は「持続可能な森林管理（経営）」論について、改めてしっかり整理し、展開させようというものでした。そのことを通じて、国民森林会議の立脚点を再定立・再確認するとともに、それだけでなく日本の林政再構築の「導きの糸」たりうる概念かどうかの検証をも目指したものでした。

このような作業を行っている時に、林野庁が「森林経営管理法」を国会に突然上程することになったため、急遽、当該法案について調査・研究を開始しました。その結果、きわめて問題の多い法案であることが判明したため、「持続可能な森林管理（経営）」論については、とりあえずは棚上げすることとし、全力を挙げて同法案の問題点を多面的に検討した次第です。提言書は、結果的に同法案を徹底して批判することになりました。提言書は、以下のように4つの部分か

ら成り立ち、総文字数は3万字を超えています。

(1) 提言書本文「新たな森林管理システム」及び「森林経営管理法」について―林政をこのような方向へ大転換させてよいか―

(2) 『提言書要旨』

(3) (付属文書Ⅰ) 『森林経営管理法』の背景説明資料の変更について―「森林所有者の経営意欲」及び「年齢構成平準化」を巡る問題―

(4) (付属文書Ⅱ) 『森林経営管理法』の問題点(Q&A方式)』

これらを5月21日に林野庁へ提出するとともに、本会HPで社会に対して公表しました。さらに、5月30日には、林政記者クラブに対して、藤森会長、泉提言委員長、山田事務局長が提言の趣旨及び内容について説明を行いました。

2018年度第1回提言委員会は、9月9日午後に東京の林野会館で開催されました。棚上げしていた「持続可能な森林管理（経営）」論について再び論議を再開し、結論として、このテーマに關す

るドラフト作りを藤森、山田、大住の各委員に依頼することにしました。また、森林経営管理法の具体的運用が、政令・省令・通達等の形で秋以降には明確になるはずなので、「森林経営管理法」のフォローアップ提言も準備することにしました。さらに、この秋から冬にかけて国有林野管理経営法改正案が浮上してくる点が予想されていることを踏まえ、この点についても提言を取り纏める方針を確認しました。

その後、委員間でのメール等でのやり取りを含め、それぞれの作業は進捗しており、3月9日に予定されている第2回提言委員会で、提言の原案について議論いたします。なお、国有林野管理経営法改正案に対する提言は、国会で法案が審議中の段階で提出できるように作業を進めたいと考えています。「持続可能な森林管理（経営）」論についての提言も5月頃を目指して作業を進めます。

なお、6月から信州大学の三木敦朗氏、12月から元札幌市役所の鈴木直樹氏が新たに提言委員に就任されました。

2 総会記念講演会

3月10日の総会終了後に、筑波大学教授の志賀和人氏「新たな森林法制をどう構築するかー日本・スイスの比較制度分析を起点にー」を開催しました。

現在のわが国森林法制（森林・林業基本法、森林法等）はあらゆる局面でさまざまな限界や破綻に直面しており、産業政策だけでなく、地域政策、環境政策なども包含した新たな森林法制が渴望されるところです。国民森林会議では、昨年度よりこのような問題意識を持って課題に取り組み始めており、今回はこの面に関する我が国の第一人者である志賀教授にこの課題に対して真正面から取り組んでいただくことをお願いしましたところ、ご快諾をいただきました。

講演内容は、1 新たな森林法制の必要性、2 日本とスイス林政の140年、3 森林法制と林務組織の任務、4 戦後林政の克服と地域管理 という構成で、熱弁をふるわれました。本会会誌にはご多忙でご寄稿いただけなかったので、当日のファイルをご希望の方には事務局より送付いたします。

3 公開講座

4月14日に、東京の連合会館において、『林野庁の「新たな森林管理システム」について考える』と題した公開講座を開催しました。

講演1：森林経営管理法及び森林環境税

（仮称）の問題点

鈴木直樹（元札幌市役所）

講演2：今年度の提言内容について
泉 英二（本会提言委員長・愛媛大学名誉教授）
タイムリーな企画だったため、40名を超える参会者がありました。2名の講演内容については、提言及び会誌夏季・秋季合併号に反映されていますのでそちらをご覧ください。

4 常任幹事会（拡大を含む）

「今春に生じた事態について」（「国民森林会議の今後の方」に詳述している）を受け、第2回以降の公開講座等は全て中止するとともに、常任幹事会（拡大を含む）は、開催時間を大幅に延長して本会としての対応を協議してきました。

4月14日に開催された第1回の常任幹事会では、「今春に生じた事態」について議論しました。まず、今回の事態の契機となった「森林経営管理法」に対する当会の見解に問題がないことを再確認しました。次に、今後財政的にきわめて多くの困難に直面することを想定しつつも今回の事態をむしろ前向きに受けとめ、当会の設立趣旨を堅持しつつ、新たに再出発すべきである、とのことで意見がま

とまりました。

6月9日に開催された第2回の常任幹事会(拡大を含む)では、(1)来年度からの財政状況の見直し、(2)新たな事務局体制の組み立て方、(3)「国民と森林」誌は、夏・秋合併号とし、その編集内容の決定、(4)提言委員会の提言テーマについて、といったことを議論しました。

9月8日、9日の2日にわたって開催された第3回の常任幹事会では、まず、山田事務局長が個人的な事情により事務局長の職務続行ができなくなったこと、そのため泉英二氏に事務局長代行を依頼した旨藤森会長より報告がありました。

最も重要な、今後の国民森林会議の基本方向については、1982年の設立趣意書、それを踏まえた会長起草にかかる会員募集文書(昨年決定)の趣旨を今後も継承し、発展させる。特に、「持続可能な森林管理」論について、今年度の提言テーマとしてとりまとめ、それを今後の当会議の基本方向の具体化の一環として位置づけることとしました。

その他の議事としては、(1)会員の状況確認と来年度会費収入見込みを検討した結果、来年度の収入見込みは、50万円前後(現在は280万円前後)となること、(2)「国民と森林」については来年度以降

もたとえ回数は減らしても紙媒体としての発行は継続すること、新たな編集方針を作成すること、(3)提言委員会の位置づけ、常任幹事会の編成替え、公開講座の持ち方、事務局体制のあり方について、一定の方向付けを行ったこと、(4)会則改正案について審議したこと、(5)会員拡大方策について、(6)今後の各種会議の持ち方などの議題について議論しました。

12月8日に第4回の常任幹事会(拡大)が開催されました。議事要旨は以下の通りです。

議事1 本会の財務構造と来年度の収入見込みについて

現状の財務構造(収入約280万円、支出約260万円)と来年度の収入見込み(約65万円)が提示されました。今後はこの厳しい見込み額に基づいて、議論を進めていくことになりました。

議事2 本会の今後の基本的な方向について

討議資料(山田メモ、城戸メモ)を確認した後、議論の結果、「持続可能な森林・林業及び循環型社会の構築に寄与する」という当会の目的を改めて再確認するとともに、今後の提言作成活動や各種事業の実施に当たって立脚すべき基準とすることを確認しました。

議事3 具体的な改革の内容について

(1)「国民と森林」の発行

「国民と森林」誌の編集・発行については、本会事業として提言作成活動と同等の重要性を持つことを確認し、紙媒体での発行を継続することを確認しました。(予算額30万円程度)

(2) 旅費を伴う各種会議等について

総会、常任幹事会、評議員会、提言委員会、公開講座等に約135万円の経費をかけていることに鑑み、今後は、総会以外の各種会議は、原則としてメール等を活用して開催することとした。

年1回の通常総会については実際に開催することとし、その前後で、当会主催のシンポジウム、役員会、提言委員会等を開催することとしました。

議事4 事務局体制をどうするか

(1) 事務をどのように整理・分担するか

今後、林野労組が事務を引き上げることに対応するため、正会員で関係事務を分担することとし、総務、企画、会計、編集・発行、広報などについて、役員会のなかに担当理事を置き、会則に明記することが提案されましたが、運営の硬直化のおそれが指摘され、会則にはそこまで明記しないことになりました。

(2) 国民森林会議の連絡先について(住所、電話、メールアドレス)

住所は、「東京都杉並区荻窪3丁目6-31」におくこと、電話については、新たに携帯電話を購入し事務局長が所持すること、新たに当会としてのメールアドレスを作成すること、を決定しました。

議事5 「国民と森林」の新春号、春号について

新春号と春号は合併号とすることとし、原稿の締め切りは2月中旬とすることになりました。

議事6 提言委員会の状況について

提言委員長より、「持続可能な森林管理（経営）」のテーマについては、藤森、山田、大住の各委員に対して原案取り纏め依頼を行なっている旨の報告がありました。さらに、「森林経営管理法問題のフォローアップ」及び「国有林野管理経営法改正」について、今後精力的に取り進む旨の報告がありました。また、元札幌市役所の鈴木直樹氏に新たに提言委員就任の依頼を行うことになりました。

議事7 今後の会議日程について

2月9日に予定されていた評議員会は中止することとし、3月9日（土）提言委員会（午前）、拡大常任幹事会（午後）、3月10日（日）通常総会（午前）、シンポジウムあるいは講演会（午後）を開催することとしました。

5 臨時総会

12月8日午後臨時総会が開催されました。(1)文書「今春に生じた事態について（報告）」に基づき、事態の説明がありました。報告は了承されました。(2)会則改正試案に基づき、議論した結果、①目的条項に会誌発行の意義等を入れる方向で検討する、②年会費については、将来的な値下げを求める声があったこと、WEB会員の制度の新設を検討する、③議決権委任条項を整備する、④役員制については、再検討する、⑤編集委員会設置について検討する、⑥会計について再検討する、ことになりました。(3)広報の在り方については、城戸提案を踏まえ今後きちんと議論をしていくことになりました。HPについては、スマホ等への対応を含め、引き続き改善を図っていくこととしました。(4)他団体との連携活動について、資金確保、寄附金獲得の観点を新たに入れるべきとの提案がありました。このことに関連して、当会の今後について「法人化」をどうするか議論を行いました。(5)会員の拡大方策については、新会員勧誘の文章、申込書等について、早急に書類等を整備することになりました。これら以外の点については、常任幹事会（拡大）での議論が了承されました。

6 会誌「国民と森林」及びウェブサイト

会誌「国民と森林」は、これまで年間4回の発行を通例としてきましたが、今年度は、春季号（第144号）及び夏季・秋季合併号（第145号）の2回の発行となりました。

春季号では、巻頭言に「問題の多い林野庁の『新たな森林管理システム』（泉英一）を配置し、本文では、2017年12月に開催した第4回公開講座「林野補助金問題を考える」での講演2題及び交わされた議論を収録しました。

講演1：「現場から見た林野補助金制度の現状と今後あるべき姿」 上山和豊氏（日田郡森林組合理事）

講演2：「林野補助金制度の問題点と改革方向」 速水亨氏（速水林業代表）

夏季・秋季合併号では、巻頭言に、「日本の森林のガバナンスとクリーンウッド法」（藤原敬）を配置し、本文では、「森林経営管理法」を全面的に批判する2017年度提言を収録しました。また、森林経営管理法に関連して、鈴木直樹（元札幌市役所）、江渕武彦（島根大学）、三木敦朗（信州大学）、大住克博（鳥取大学）の論説を掲載しました。さらに、新たに「会員の広場」欄を新設し、田中惣次さんに「持続可能な経営を目指す田中林業」、合原真知子さんに「森林経営管理法に関する雑感」をお書きいただき

ました。合計ページ数は93頁となり、これまでの会誌では分量がきわめて多くなりました。そのことが、合併号とした理由のひとつでもありました。

ウェブサイトについては、今年度も特に特筆すべき活動はありませんでしたが、必要な更新は随時実施してきました。提言委員の紹介や提言書の掲載、ならびにこれまでの会誌の紹介の充実化など重要な更新ができております。ただ、この過去発行の会誌の紹介につきましてはまだ抜け落ちがありますので今後追加更新の予定です。会員内外からの情報の提供や投稿については特に報告できる成果はありませんでした。

7 会員

正会員数は、84名で前年度より6名減少しました。なお、正会員のうち、今年度に会費を納入したのは53名です。賛助会員（個人）は97名で3名減少しました。賛助会費を納入したのは、53名です。賛助会員（団体）については、11団体で19団体減少しました。会費を納入したのは9団体です。

このような状況で、会費の引き下げを敢えて行い、会員数の増加につなげていくという方策を提起したところです。今後、新規会員の獲得がこれまで以上に喫緊の課題となっています。

決算報告

2018年度は15ヶ月とするため、支出には見込み部分が含まれています。

監査報告

当会議の今後のあり方について

1982年に設立された国民森林会議は設立後30数年の間、提言書の作成・公表、公開講座等の開催などを通じて、これまで設立の趣旨に基づいて独自の活動を展開してきました。長年にわたる弛まぬ活動により、森林・林業界において一定の社会的評価を得てきました。

ただ、設立後30有余年も経過するとそれなりの組織疲労現象もみられるようになってきました。2017年、2018年のそれぞれの当会議総会に際して、「国民森林会議の今後の方向性をどう考えるか」との文書が提示されたこともそのような現象に対応しようとしたものでした（「国民と森林」140号、144号）。ここでは、これまでの活動の総括とともに、新たに取組むべき課題を整理しています。改めて、是非ご一読をお願いしたいと思います。

このような時期に、当会議の屋台骨を揺るがす事態が発生しました。設立時から今日に至るまで、当会議は、林野労組（当初は全林野労働組合）の関連団体から財政的支援を受けてきました。それが、昨年の「森林経営管理法案」をめぐる林野労組と当会議の見解の相違から、林野労組より今年度一杯で支援を打ち切るとの通告を受けました。この経緯については、以下の藤森・山田メモをご覧くださいと思います。

（藤森・山田メモ）

2018年3月29日午後、藤森と山田は林野労組からの要請で、林野労組三役（委員長、副委員長、書記長）と会談した。そこで、国民森林会議と林野労組の従来からの関係について、以下のように整理をしたことの話であった。

具体的内容

①国民森林会議に対し、これまで林野労組が提供してきた事務局を引き上げる。

②これは林野労組執行部会議での決定であり、夏の総会に方針として掛けられる。

③直接的な理由……最近の林野庁の路線である「森林経営管理法案」の評価について、林野労組は林野労組としての考え、方針があり、それと国民森林会議の考え方には大きな齟齬が生じた。

林野労組内部でも、林野労組は林野庁の

今回の路線に対して部分的な批判は持っているものの、基本的には支持するという組合としての確認がある。

⑤ 具体的な補足事項と問題点 (ア) 国民森林会議との間にあった関係を整理しようというもので、国民森林会議としての見解を変えてほしいと言うつもりはないし、論争をするつもりもない。(イ) 事務局を引き上げることにしたが、いきなりというのでは無理があると承知しており、来年3月までを猶予期間とし、その間に対応を進めて、混乱のないようにしてほしい。(ウ) 経済的な支援については、これまでも林野労組が直接支援し、費用支出するということはなかったが、印刷会社、林野会館など関連企業や団体賛助会員は、林野労組とは別組織なので、直接的には主体それぞれの判断で臨むことになる。(ニ) 林野庁は産業官庁であり、市場経済の中で林業経営をどう立てていくのかという立場から政策を展開せざるを得ない。森林の多面的機能の維持については、大切で守るべきだという認識はもつが、産業政策としてこれを進めるのは困難で、森林経営管理法などについても、批判を展開するだけではなく、対案がほしかった。

① 話の内容はわかった。しかし、重要な提起なので、持ち帰って内部で議論し、改めて答えたい。

② 会員にはいろいろな意見をもつ者がおり、森林経営管理法についての評価も一色ではない。しかし、持続可能性を重視する立場からは、今回の法案に対しては批判的立場に立たざるを得ない。

③ 放置された私有林を公的関与に移行させていくことについては、過去(15年ほど前)、国民森林会議として、その方策を進めるべきだと提言をしたことがあった。ただし、その時と今回の法案の中の公的関与については、次の2点で大きく異なる。一つは、今回の法案では、50年程度を適切な伐期として掲げ、生産林の蓄積をその中で回そうとしているのに対して、国民森林会議の提言は、多面的機能と保育を重視するもので、基本的に長伐期多間伐に移行させることを狙ったものだった。二つ目は、林業事業体として、今回のものは素材生産業者や下流の製材・加工資本を主軸に置くものになっているのに対して、国民森林会議のものは、NPOなども含め流域で協議体を組み、適切な保育施業と素材利用を図ることを旨としていた。

④ 提言委員会の中でも、批判を外在的に展開するだけでなく、法案についての対案の提示、法案に対する現場や自治体とし

ての対応策などについて、具体的な検討を進めるべきだという意見が出ており、その意見も含めて、議論を進めていこうとしている。

このような林野労組の通告については、当会議創設以来の危機と受け止め、4月14日開催の常任幹事会を皮切りに、6月9日、9月8日、9日、12月8日と常任幹事会を開催し、12月8日には臨時総会を開催したところだ。

そこで議論されたことを摘記すると以下の通りです。

1 このような事態となったことは残念なことだが、そのことをもって当会議を解散することはしません。

2 このような事態となったことについて、当会議としてはむしろ前向きに受けとめることとします。そして、当会議の設立の趣旨にしっかりと沿うとともに、さらに現在の状況に対して必要とされる活動を今後も積極的に展開していきます。国民森林会議の新たな第2期の出発の時に位置づけられます。

3 再出発に際して、これまでを振り返り、さらに今後の国民森林会議のあり方を再構築する必要があります。

これらの通告内容について、その場で藤森と山田が述べたことは以下の通りである。

- (1) 1982年の設立趣意書は、「森林の未来を憂えて」という標題を掲げた。現状は当時よりさらに悪化しているため、「森林の未来を憂える」との構えはしっかりと受け継ぐ必要があります。
- (2) 諸問題の解決は、「林業関係者だけにゆだねておくべきでは」なく、「国民的合意」を高める必要がある、との認識も受け継ぐべきです。
- (3) 「国民的立場」からの提言活動を重視する姿勢も受け継ぐべきです。
- (4) 1992年の地球サミット時に登場した、「持続可能な森林管理（経営）」及び「生物多様性」について、新たに理念・目的に取り込むべきです。さらに、「持続可能な森林管理（経営）」論については、今年度の提言テーマとし、その結果を当会議の基本的な立脚点とします。
- (5) 地域性を踏まえた地域活動を今後は一層重視することとします。
- (6) 当会議はこれまで一部の会員のパーソナルな性格も併せ持っていました。そのような性格をこの機会に払拭し、全会員の積極的参加が可能となる体制を作ることとします。
- (7) 情報の発信能力をさらに強化する必要があります。

弱体化すること（会費引き下げを実施することもあり、40万円の収入見込みとなる）を踏まえて、(1)各種の会議等は可能な限り、メール等を活用して開催する、(2)ポランタリーベースで運営することとし、できるだけ手弁当方式を貫く、(3)「国民と森林」誌の紙媒体での発行は継続するが、できるだけコストダウンを図ることとします。

5 これまでの常任幹事会が中心となって運営する体制を刷新し、役員会・委員会制を新たに採用することとします。委員会としては、提言委員会、編集・広報委員会、地域委員会の3委員会を置きます。会長、副会長（新設）、事務局長の他に、各種委員会の委員長が役員となり、役員会を構成します。事務局長の下に総務主事、会計主事を置くことができることとします。

6 以上の点を、今回の会則改正案に盛り込むこととします。

7 今後引き続き議論し、実践していくべき課題としては、以下のことがあげられます。

(1) 当会議のアイデンティティ（≒持続可能な森林管理）をより深く、かつ具体的な形で提示する努力を継続すること。

(2) 当会議の活動目標、活動指針、活動内容などについて、より具体的に議論していくこと。

(3) 提言については、「新たな森林法制構築へ向けて」の作業を進めるとともに、会員からテーマを公募することによって、より幅広いテーマを取り扱うことを目指すこと。同時に質の維持向上を常に図ること。

(4) 会誌「国民と森林」の会員交流的性格を強めること。

(5) 当会議の地域における存在意義をどのようにしてたかめるのか。逆に地域が当会議にとってどのような位置づけを持つのか。これらについて認識を深めること。

(6) 情報の受発信能力をどのようにして高めることができるのか。

(7) 事務局をどのように機能分担できるのか。

(8) 法人化をどう考えるのか。

会則の改正について

1 経緯

これまでの国民森林会議は、財政的にはかなり多くの部分を特定の支援団体に依拠して活動を展開してきました。今回、このような支援がなくなることを踏まえて、今後の活動のあり方を抜本的に再検

討してきました。その結果について、会則に反映させる必要があるために所要の改正を行うものです。

2 主要な改正項目

1 目的条項について

(1) 現行会則第3条第4号にある「持続可能な森林の管理と循環型社会の形成」を目的条項の本文へ持ってきたこと。

(2) 生物多様性の概念がきわめて重要であることを踏まえて、この概念を取り入れることを目的条項に明示するため、「生物多様性を重視する循環型社会の形成」としたこと。

(3) 現行会則にある「提言内容の実現を期して関係分野において事業者等への支援・仲介事業を行う」との部分、これまでの活動実績がないこと、また今後もそのような活動を行なう見込みが立たないことなどの理由により削除すること。

(4) 今後の活動として、提言活動を重視することはもちろんだが、それだけでなく、地域におけるさまざまな活動展開を模索するとともに、会員同士の情報発受信の場としての「国民と森林」誌の充実を図ることを意図して、会則に新たに「会員相互の交流と研鑽の場を提供すること」を

盛り込むことにすること。

2 事業種目について

(1) 目的条項の変更に伴って事業項目の整理を行い、現行会則第3号、第4号を削除すること。
(2) 新たに「地域活動」について第4号で規定すること。

3 会員制度について

(1) これまで適用事例のない名誉会員制度を廃止すること。
(2) 個人会員の会費を引き下げること（正会員6千円↓3千円 賛助会員3千円↓2千円）。
(3) 退会に関して新たに規定を整備すること。

4 機関制度について

(1) 評議員会については、その必要性が認められないので廃止すること。
(2) 常任幹事会については、役員会に切り替えること。
(3) 提言委員会について、規定上に明記すること。
(4) 新たに、編集・広報委員会、地域委員会を設置すること。

5 役員及び役員会について

(1) 常任幹事、ブロック幹事を廃止す

ること。

(2) 副会長職を新設すること。
(3) 各種委員会の委員長を役員とすること。

(4) 顧問制度は廃止すること。
(5) 常任幹事会については、会則上特段の規定はなかったが、今回、役員会について、位置づけ、役割等を明示すること。

6 各種委員会及び事務局について

提言委員会、編集・広報委員会、地域委員会及び事務局について、その位置づけ、役割等を新たに規定上明示すること。

7 資産の取り扱いについて

資産の取り扱いについて新たに規定すること。

8 会計年度の変更

これまで1月～12月だったのを、4月～3月に変更する。今年度は、2018年1月から2019年3月の15か月間とする。このことにより、①社会的動きと一致できる、②今回の決算をできるだけ実態に合わせることができ、③会費引き下げを総会で決定後に新年度会費入金依頼が可能となる、といったメリットがあるため。

3 現行と改正案の逐条比較

1 名称および事務所

(現行)

第1条(名称および事務所) この会は、国民森林会議(英訳Peoples Forest Congress略称森林会議(「P・F・C」と称し)、事務所を東京都文京区大塚3-28-7全林野会館内に置く。

(改正案)

第1条 この会は、国民森林会議(英訳Peoples Forest Congress)と称し、事務所を東京都杉並区に置く。

(補足)

実際の連絡先は、杉並区荻窪3丁目6-31とする予定

2 目的

(現行)

第2条(目的) この会は、森林・林業に関する調査、研究をおこない、政府、国民にむけて必要な提言をし、世論の喚起をはかるほか、提言内容の実現を期して関係分野において事業者等への支援・仲介事業を行うことによりその促進をはかることを目的とする。

(改正案)

第2条 この会は、持続可能な森林・林業

及び生物多様性を重視した循環型社会の構築に寄与するため、必要な調査・研究を実施し、その成果を提言として取り纏め、広く社会に訴えらるとともに、会員相互の交流と研鑽の場を提供することを目的とする。

3 事業

(現行)

第3条(事業) この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

- 1 森林、林業に関する調査、研究
- 2 森林、林業に関する提言と世論啓発
- 3 持続可能な森林管理の担い手の養成及び普及に関する支援事業
- 4 持続可能な森林の管理と循環型社会の形成に必要な木材の満度な利用のための、山村と都市の一体的関係の構築に関する支援事業
- 5 会誌および出版物の発行
- 6 関係諸団体との協力、提携
- 7 その他この会の目的を達成するため必要な事業

(改正案)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

(1) 調査・研究

(2) 提言の取り纏めと公表

(3) 会誌および出版物の発行

(4) 地域と連携した各種活動の実施

(5) 関係諸団体との協力、提携

(6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

4 会員

(現行)

第4条(会員) この会の会員は、次の通りとする。

正会員

名誉会員

賛助会員(個人)

賛助会員(団体)

2 正会員は、この会の目的に賛同し、会員の推せんにより、常任幹事会で承認した者(個人)とする。

3 会の発展に貢献した会員を、常任幹事会の推薦で終身の名誉会員とすることができる。

4 賛助会員は、会誌を定期的に購読する個人、及び、この会の目的に賛同し、特にその達成に寄与するために、この会に特別の会費を納入する個人及び団体で、常任幹事会で承認したものである。

第5条(会員等の権利・義務) この会の正会員は、会費を納入し、会誌の配布をうけ、かつ総会に出席して、本会の活動及び事業の方針、運営などの議事について、その議

決に参加する権利と義務を有するほか、会誌での意見等の発表・提言活動への参加・その他の事業への参加等の権利を有する。

2 この会の賛助会員は、会費を納入し、会誌の配布をうけかつ総会に出席して、その議事案件に意見を述べることができるとは、会の諸事業に参加することができる。

第6条（会費） この会の運営に必要な経費は、会費、事業収入、寄付をもってあてる。会費は次の通りとし、原則として所定金融機関の開設口座からの自動引き落としをもって納入するものとする。

1 正会員 会則第4条第2項の会員で1人年間6,000円とする。

2 賛助会員 会則第4条第4項の会員で、1口1,000円を単位として、1人あたり年額3口以上の任意によるものとする。（個人）

3 賛助会員 会則第4条第4項の会員で特別会費年額10,000円以上とする。

（団体）
4 名誉会員は、会費を免除する。

（改正案）
第4条 この会の会員は正会員、個人賛助会員、団体賛助会員とする。

2 正会員は総会での議決権を有する。

第5条 この会は、趣旨に賛同し所定の入

会申込書を書面または電磁的方法で会長に提出し、役員会で承認を得たものを会員とする。

第6条 この会の年会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年間3,000円とする。

(2) 賛助会員（個人）年額2,000円以上とする。

(3) 賛助会員（団体）年額10,000円以上とする。

2 年会費を2年以上滞納した場合は、役員会において退会したものとみなす。

第7条 会員は別に定める退会届を会長に当てて提出すれば任意に退会できる。

5 機関

（現行）

第7条（機関） この会に次の機関をおく。

1 総 会 この会の最高議決機関とする。

2 評議員会 総会に次ぐ議決機関とする。

3 常任幹事会 この会の会務を執行する機関とする。

（改正案）

第8条 この会には次の機関を置く。

(1) 総会 この会の最高議決機関とする

(2) 役員会 この会の会務を執行する機関

とする

(3) 提言委員会 この会の提言を取り纏める機関とする

(4) 編集・広報委員会 会誌「国民と森林」の編集・発行及び広報を行う機関とする

(5) 地域委員会 この会の地域活動を推進する機関とする

6 総会

（現行）

第8条（総会） 総会は、毎年1回会長が召集し、次の事項を付議するものとする。

1 活動及び事業方針・計画に関する事項

2 会則の改廃

3 予算および決算

4 評議員および役員を選出

5 その他必要な事項

2 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない会員は、他の出席会員に票決権を委任することができるものとする。

3 会長は、正会員の過半数又は評議員会の決定による総会の開催要求があったときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成によって決定する。ただし、会則の改廃は、出席会員の3分の2以上の賛成によつ

て決定する。

(改正案)

第9条 会長は毎年1回通常総会を招集する。総会では次の事項を審議する。

- (1) 活動報告及び決算の承認
 - (2) 活動方針及び予算の決定
 - (3) 会則の制定及び変更
 - (4) 役員承認
 - (5) 会の活動にあたり必要な規約の制定
 - (6) その他重要事項の決定
- 2 総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会に出席できない正会員は書面または電磁的方法をもって任意の出席者に議決権を委任できる。
- 4 総会の議事については、日時及び場所、出席者数、審議事項、議事経過概要及び議決結果を記載した議事録を作成しなければならない。
- 5 臨時総会は正会員の過半数から開催の要求があったとき、または会長が必要と判断したときに会長が招集する。
- 6 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会則の変更は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を必要とする。
- 7 評議員及び評議員会

(現行)

第9条(評議員および評議員会) 評議員は20名以下とし、隔年の総会で選出する。

- 2 評議員会は、評議員および役員をもって構成し、会長が招集する。
- 3 評議員会は、次の事項について決定する。

- 1 活動および事業計画の実施に関する事項
 - 2 総会から付託された事項
 - 3 森林・林業に関する提言
 - 4 評議員及び役員補選
 - 5 その他必要な事項
- 4 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 評議員会の議事は構成員の過半数の賛成によって決定する。
- (改正案)
- 評議員及び評議員会に関する規定の削除
- 8 役員
- (現行)
- 第10条(役員) この会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 常任幹事 若干名
 - 3 ブロック幹事 各ブロック1名
 - 4 事務局長 1名
 - 5 監事 2名
- 2 役員は隔年の総会において選出する。

その任期は2年とする。

3 総会の決定により顧問をおくことができる。顧問は、随時各機関に出席し、必要な指導・助言をおこなうものとする。

(改正案)

第10条 この会には次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 提言委員長 | 1名 |
| 編集・広報委員長 | 1名 |
| 地域委員長 | 若干名 |
| 特命担当 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 監事 | 1名 |

第11条 前条の役員はいずれも総会の議決により選任する。

2 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

9 役員会

(現行)

規定なし

(改正案)

第12条 役員会は総会において選任した第10条の役員(監事を除く)をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

- 3 役員会は、総会に付すべき事項の整理、総会議決事項の執行、その他総会の議決を要しない会務の執行にあたるものとする。
- 4 この会の組織および運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。
- 5 役員会の議事については、開催日時及び場所、出席者名、審議事項、議事経過概要および結果を記載した議事録を作成しなければならない。

10 各種委員会・事務局

(現行)
規定なし

- (改正案)
- 第13条 この会に提言委員会を置く。
 - 2 提言委員会は提言テーマを広く会員から募集する。
 - 3 提言委員は提言委員長の推薦により役員会で決定する。

- 第14条 この会に編集・広報委員会を置く。
- 2 編集・広報委員会は会誌「国民と森林」の編集・発行および広報の実務を担当する。
- 3 編集・広報委員は編集・広報委員長の推薦により役員会で決定する。

- 第15条 この会に地域委員会を置く。
- 2 地域委員会はこの会の各地における地

域活動を推進する。

- 3 地域委員は、地域委員長の推薦により、役員会で決定する。

第16条 この会に事務局を置く。

- 2 事務局に総務主事、会計主事を置くことができる。
- 3 主事は、事務局長の推薦により、役員会で決定する。

11 会計及び資産

(現行)

- 第12条 (会計) この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終ることとする。

(改正案)

(資産の構成)

第17条 この会の資産は次に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (5) その他の収益

第18条 この会の資産は総会の議決を経て別に定めた方法により会長が管理する。

- 第19条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

12 運営細則

(現行)

第13条 (運営細則) この会の運営に必要な細則は幹事会の決定によることとする。

(改正案)

第20条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長がこれを定める。

新役員について

資料は当日配布します。

2019年度暫定活動方針について

1 提言委員会

日本の森林・林業・山村・林産業が直面している諸問題の根底には、日本の森林に関する法制(森林法、森林・林業基本法等々)が国際標準から大きく遅れていることにあると認識しています。林野庁という役所は、森林法や森林・林業基本法に基づいて仕事をしかありません。そこで、提言委員会としては、「日本の森林法制のゼロベース見直し」を掲げて活動を開始しています。その最初の取り組みであり、これまで検討してきた「持続可能な森林管理(経営)」につ

いては、昨年度で概ね検討付けが終わり
ましたので、今年度はその延長として、
森林・林業・山村・林産業における「地
域政策のあり方」について取り上げてい
きたいと考えています。より具体的には、
条件不利地域政策、デカップリング政策、
直接支払制度などと呼ばれている政策に
ついて、外国の事例を含めて検討してい
きたいと考えています。

また、会則改正が実現した場合、会員
のみなさまから提言テーマを提案してい
ただくことになりました。「国民と森林」
誌あるいはメール等で募集することとい
たします。

2 編集・広報委員会及び地域委員会

これらの委員会は、今回新設されるの
で、総会以降において、それぞれの委員
会で活動方針を決めていただき、それら
を役員会で議論して決定していくことにな
ります。会誌「国民と森林」の具体的
な編集・発行については、編集・広報委
員会で検討されます。

3 会員名簿の整備

これまで、会員名簿は住所と氏名(団
体名)だけが記載されており、メールア
ドレスや電話番号などは把握されていま
せんでした。今後、通信費等も大幅に節
約するため、できるだけメール等でのや

りとりができるようにする必要がありま
す。

4 会議等の開催

年に1回の総会時(次回は2020年
5月を予定)に、役員会、提言委員会、
シンポジウムなどを併せて開催すること
にします(旅費等の実費支給は困難)。
それ以外の、役員会、各種委員会はメー
ル等で開催することになります。

2019年度暫定予算案に ついて

1 収入見込み(会員は現状のままの場合)

(1) 正会員のうち、会費納入見込み者	50名	15万円
(2) 賛助会員(個人)のうち、会費納入 見込み者	50名	10万円
(3) 賛助会員(団体)のうち、会費納入 見込み者	9団体	15万円
合計		40万円

2 支出見込み

(1) 会誌「国民と森林」編集・発行・発 送経費	30万円
(2) 総会経費(会場費、コピー代、郵送 料等)	6万円
(3) 広報・通信経費	4万円

3 収入増加策

- (1) 会費納入率を上げること
現在、正会員の納入率は63%、賛助
会員(個人)の納入率は55%、賛助会
員(団体)の納入率は88%となってい
ます。
この納入率を80%まで上げると、9
万円前後の会費収入アップとなります。
- (2) 新規会員を獲得すること
正会員を20名、賛助会員(個人)を
20名新規獲得できた場合には、10万円
の会費収入アップとなります。
- (3) 寄付の受け入れ
篤志者に寄付のお願いをします。

会員の拡大方策について

前議題資料を参考として方策を考える。
これまで、(1)入会のお誘い文書、会則、入
会申込書などのセットを新たに準備するこ
と、(2)年に一度程度、大規模なシンポジウ
ム、フォーラム等を開催し、そこで入会を
勧誘すること、などが議論されてきました。
今回の会則改正が認められると、会費の
大幅引き下げが実現することになり、この
ことが会員拡大の大きな武器になることが
期待されています。

2018年度決算

区 分	項 目	当年度予算	決算額
収 入	正会員会費	380,000	336,000
	賛助会員会費	1,750,000	1,695,000
	賛助会費(団体)	600,000	590,000
	その他		
	繰越	205,145	205,145
	計	2,935,145	2,826,145
支 出	会報発行費	1,200,000	920,157
	物品費	0	0
	通信費	20,000	50,348
	事務所費	0	0
	資料購入費	0	0
	印刷費	0	0
	総会費	250,000	500,317
	評議員会費	180,000	156,454
	幹事会費	300,000	656,064
	調査・活動費	890,000	121,290
	提言委員会	350,000	82,300
	定点調査	0	0
	公開講座	500,000	38,990
	教育森林助成金	20,000	0
	調査予備費	20,000	0
	団体加盟費	5,000	5,000
	通役費	30,000	17,080
	小計	2,905,000	2,426,710
	予備費	60,145	
	計	2,935,145	2,426,710
	次年度繰越		399,435
合計	2,935,145	2,826,145	

森林フォーラムの会活動

二〇一八年度活動経過報告

1 森林フォーラムの会総会について

①日 時 1月28日(日)

②講演と討論 「日本における自然と極楽浄土」

③講 師 内山 節氏(代表世話人)

④会 場 林野会館6階603号室

⑤参加者 17名

2 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくり」について

群馬県・赤城国有林内で、「森林フォーラムの森づくり」として、森林整備を行いました。すべて日帰りで、倒木・故損木処理、散策道整備、植物観察などを行い、うち1回は『内山節先生の森の哲学塾』を開催しました。開催状況はフォーラムニュースで報告済みです。

長年森づくり活動を続けてきましたが、関東森林管理局との契約で間に立って

た「NPO法人森の会」が脱会したため契約が解消し、今後新たな募集が行われるか調整中とのことです。(協定締結による国民参加の森づくりのフィールド) 森林フォーラムの会としては「活動継続」の意向を伝え、公募が実施されれば連絡頂くことになっています。

①開催日

第1回 4月15日(日) 6名

第2回 5月26日(土) 10名

第3回 6月30日(日) 12名

第4回 7月22日(日) 16名

森の哲学塾開催

講師 内山節氏

「世界の中の日本の森林」

第5回 9月30日(日)

←

10月7・8日(撤収作業)13名

第6回 11月18日(日) 中止

②会 場 群馬県赤城国有林内

「森林フォーラムの森」

③参加者 延べ57名

3 上野村フォーラムについて

内山節と歩く「秋の上野村」を企画し、紅葉真っ盛りの上野村を堪能しました。北沢溪谷、鍾乳洞、改装された道の駅、「木古里・楽しみの丘」を巡り、フォレストアドベンチャーを体験するなど、変化する上野村と新たな上野村の発見をすることができました。

①開催日 10月27日(土)～28日(日)

②会 場 群馬県上野村

③参加者 11名

4 森林・林業視察研修について

「北陸の文化の中に新たな息吹を見つける」をテーマに、北陸・能登の旅を開催しました。「能登のアテ」(能登ヒバ・ヒノキアスナロ)とともに育まれた能登の地の暮らしと文化に触れ、日本海側の歴史を垣間見ることができました。

①開催日 9月7日(金)

9日(日) 泊3日

②会 場 石川県・能登半島、金沢

③参加者 13名

5 「森林フォーラムニュース」の発行について
フォーラムニュースは、一三八・一三九・一四〇・一四一・一四二号を発行しました。

6 臨時作業「木古里・楽しみの丘」整備作業
11月23日(金) 7名参加

・株立ちクヌギの伐採片付け・伐採木片付け・ユズ収穫

12月22日(土) 7名参加

・株立ちクヌギの伐採片付け・萌芽更新クヌギの伐採・ユズ収穫
・今後の方針など打ち合わせ

二〇一九年度活動計画

1 森林フォーラムの会総会について

・期 日 1月27日(日)

・会 場 林野会館6階603号

・講演と討論 「木材価値の最大化から、

森林価値の最大化へ」

・講 師 内山 節氏(代表世話人)

2 年間の活動計画について

新しい年度は、あかぎ親しみの森の活動が、森林管理署との体制が整うまで明確になりませんので、①森林林業視察研

修の旅、②群馬県上野村フォーラムの二本を主軸に、神流町の高橋隆さん所有の「木古里・楽しみの丘」の整備を行い、森林・林業を通して、私たちの暮らしと、自然環境との関連に、どう対応すべきか、どこに調和点を見出しているか問い続けていきたいと思います。

(1) 「森林フォーラムの森づくり」について
赤城親しみの森に対して関東森林管理局での新たな募集が行われれば森林フォーラムの会として応募し、新たな協定締結を結んだ後、再度活動を開始する予定です。

当面、それに代わる活動として神流町の「木古里・楽しみの丘」の整備作業を行います。

森林形態としては生活林といえる里山の多様な活動、山菜・花畑・雑木林・ユズ林・ササ山・クヌギ林管理を考えます。

活動予定日

1月12日(土)、2月9日(土)、

3月9日(土)、

4月13日(土)～14日(日)

上野村フォーラムに含める

5月11日(土)、6月8日(土)、

10月12日(土)、11月9日(土)、

12月21日(土)

なお、今まで赤城の森の活動日の方

ち、年1回開催していた「内山節先生の森の哲学塾」は上野村フォーラムの行事の中で開催することになりました。詳細は、フォーラムニュースでお知らせします。

(2) 「上野村フォーラム」の開催について

「内山節と早春の上野村を歩く」を企画し開催します。参加募集人員は15人程度とします。詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

・開催日 4月13日(土)～14日(日)

いずれかの半日に「内山先生の森の哲学塾」を開催

・開催会場 群馬県上野村、神流町

(3) 森林・林業視察研修について

・開催日 9月6日(金)～8日(日)

2泊3日

・候補地 群馬県(谷川岳周辺)

・参加募集人員は15人程度とし、フォーラムニュースで募集します。

(4) 「森林フォーラムニュース」の発行について

年5回程度発行します。

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育ててきた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる私有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2019年新春・春季 第146号

■発行 2019年3月1日

■発行責任者 藤森隆郎

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail: info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)